



AKASAKA INTERNATIONAL LAW,
PATENT & ACCOUNTING OFFICE

2014年11月6日

ケニアシリーズ (2) ¹
～投資インセンティブについて～

1. 概要

ここでは、ケニアへの投資を検討している外国人が利用できる優遇措置について焦点をしぼり概要を記載する。なお、これらのうちのいくつかは、外国人だけに限定されずケニア国民も利用できる。

2. 2004年制定の投資促進法及び投資許可証について

最初に、2004年に制定され、2005年10月3日に施行となった投資促進法について言及する。本法律前文にあるように本法律の目的は、以下のとおりである。

「外国人が投資に必要なライセンスを取得することや、関連する目的についても援助し、インセンティブを与えることで、投資を助長・推進すること。」

実質的には、ケニアを投資目的として更に魅力がある国にするために、本法律は、投資家が必要とする投資のプロセスを合理化した規則で規定している。その一環として、ケニアは Kenya Investment Authority (ケニア投資当局) を設立している (同法 14 条)。

当局は、ケニアへの投資を主に助長・促進する目的で設立された機関である (同法 15 条)。投資家になりうる者に情報を提供したり、新規の投資プロジェクトの実施を促進したり、新規又は既存の投資についてアフター・ケアを提供したり、国内又は国際的に投資促進活動を展開したりしている。本投資促進法の下で投資許可証を発行する業務も行っている。

本許可証があることにより、投資家は事業をすぐに開始できる等多くのメリットを受けることができる (同法 12 条及び 13 条)。但し、本許可証は、ケニアに投資する際に必ず取得しなければならないものではない。

3. 投資許可証を取得する為の資格について

本投資促進法第 2 章に記載のあるとおり、同法所定の条件を満たし、ケニアに恩恵をもたらすような投資を少なくとも米ドル 100,000 以上した外国人投資家は、本許可証を取得する権利を有する (同法 4 条)。

当局への申請を終了し、投資許可証を取得した後は、投資家は以下の恩恵を受けることができる²。

- 事業運営に必要なライセンスの発行を原則求めることができる (同法 12 条)。
- 入管法に関して、入国許可等を特定の者に付与することができる (同法 13 条)。

¹ ケニアプラクティスチーム結成に伴い、前回のタイトル「ケニア共和国の法律についてのメモ (1)」を「ケニアシリーズ (1) ～はじめに～」と改題した。

² Investment Promotion Act 2004, Part III

4. インセンティブ

輸出を促進する為に、主に3つのインセンティブプログラムがある。

1) Export Processing Zones (輸出加工区)

輸出加工区は、事業者が輸出用に、工場設備や、機械、機器等を輸入することができるエリアである。そのエリア内で、関税の免除等の一定の恩恵を受けることができる。

現在、ケニア国内でナイロビ市内、Athi River, Mombasa, Kiligi, Malindi, Voi や Kimwarer などに40の輸出加工区が存在する。

“Kenya – Country Profile”, KPMG Services Propriety Limited, 2012によると2012年1月付で、77の会社が輸出加工区を利用していた。本加工区は、Export Processing Zone Authority (輸出加工区当局)の規則によって定まっている。2012年1月時点で、事業者のうち57%は、外国人投資家が所有しており、19%はケニアの事業者となっている。その他は、ジョイントベンチャーである³。

輸出加工区を利用する為には、投資家は、輸出加工区当局からライセンスを受けなくてはならない。ライセンスには数種類のものがある。運営されている事業の内容によって EPZ developer/operator license、EPZ enterprises license、EPZ Business Service Permit がある。年間費用はどのライセンスを取得したかによる。例えば、EPZ developer/operator license の場合には、米ドル5,000であり、EPZ enterprises license の場合には、米ドル1,000である⁴。

適用される税金面のインセンティブは以下のとおりである⁵。

- 10年間法人税は免除され、その後の10年間は税率25%となる為の減税措置
- 10年間配当金等についての源泉徴収税の免除
- 印紙税の免除等

2) Duty Remission Facility (税金免除措置)

本措置により、製造者は輸出製品を製造する為に使用される原料については税金や付加価値税を免除される場合がある⁶。

3) Manufacturing Under Bond Program (製造特例措置)

本プログラムは、製品の輸出を推奨する為、現地と外国投資家双方に提供されるものである。この制度においては、同投資家は、ケニア税務当局によって管理される。

一定の要件の下、工場設備、機械、機器や建物に適用される投資免税や輸入関税や付加価値税の免除等がある⁷。

³ “Kenya – Country Profile”, KPMG Services Propriety Limited, 2012

⁴ <http://www.epzakenya.com/index.php/investment-information/licence-costs.html>

⁵ Export Processing Zones Act, Section 29(2)

⁶ <http://www.kra.go.ke/customs/customstaxremission.html>

⁷ Value Added Tax Act, Second Schedule, Part A

5. 最後に

以上の投資助成プログラムは、制度上のものであり、場合により付与されない場合もあると推測される。各自で専門家に確認すべきなの言うまでもない。

なお、本記事につきましてご質問等ございましたら、以下にあります弊社ホームページのお問合せフォーム <http://ailaw.co.jp/contact/>まで、ご連絡お待ちしております。

以上

赤坂国際法律会計事務所

〒104-0031

東京都中央区京橋 1-1-10

西勘本店ビル 5 階

TEL(03)3548-2702

www.ailaw.co.jp

ケニアプラクティスチーム

弁護士 角田 進二

アシスタント ロザンナ ブレークリ

AKASAKA INTERNATIONAL LAW, PATENT & ACCOUNTING OFFICE

"Work for clients, work for society and work for our team"

5F Nishikan Honten Bldg | 1-10, Kyobashi 1-chome | Chuo-ku, Tokyo 104-0031

Tel: +81 (0) 3 3548 2702 | Fax: +81 (0) 3 3548 2703

www.ailaw.co.jp